

八王子市町会等の集会施設整備に対する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会等が行なう集会施設の新築・買取り・増改築及び改修事業に対して市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金に関し、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町会等の集会施設整備を推進し、もって地域住民のコミュニティ活動の活性化に寄与するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会等 町会、自治会その他これらに類する団体で、市に設立届を提出している団体をいう。
- (2) 集会施設 町会等がその地域住民の集会のために使用する建物及びその外構をいい、市に登録があるものをいう。
- (3) 新築 新たに集会施設を建築し、又は既存の集会施設の全部を除去して新しく建築することをいう。
- (4) 買取り 既存の建物を新たに集会施設として購入（購入後集会施設に改造する場合を含む。）することをいう。
- (5) 用地購入 町会等が所有する集会施設の存する土地を購入することをいう。
- (6) 増改築 集会のために使用する既存の建物の床面積を増加又は減少させること及びその一部を除去して新しく建築することをいう。
- (7) 改修 1件20万円以上の集会施設の修繕、改造、改良をいう。
- (8) 世帯数 特別の事情のある場合を除き、市に届け出ている世帯数とする。
- (9) 旧地区会館 八王子市市民集会所条例（以下、条例という。）によりコミュニティ活動を醸成し、市民相互の親睦と福祉の向上を図るため設置された地区会館のうち、地元自治会との協議を経て、条例上の位置づけを廃止し、地域移管を行った建物。

(交付対象事業)

第4条 交付対象事業は、当該年度中に完了する次の事業とする。

- (1) 町会等が所有権を有する集会施設の新築、増改築若しくは改修（解体を除く）の事業
- (2) 町会等が集会施設として買取りする事業
- (3) 町会等が建物所有者と貸借契約を結び、専ら地域住民のコミュニティ活動等に使用する集会施設の改修の事業
- (4) 町会等が所有する集会施設の存する土地を購入する事業

(補助金額)

第5条 補助金の額は次の表により算出した額を限度とする（千円未満切捨。）。ただし、旧地区会館を市が解体後、管理していた町会等が新たに集会施設を建築する場合で、市長が特に認めるものについてはこの限りでない。

事業区分		基準面積	基準単価	基本 限度額	補助 率	補助 限度額
新 築 ・ 買 取 り	200世帯まで	53 m ² (16坪)	1 m ² 当たり 144,000円 (坪 475,000円)	千円 7,632	1 — 2	千円 3,816
	201～400 世帯まで	66 m ² (20坪)		9,504		4,752
	401～700 世帯まで	99 m ² (30坪)		14,256		7,128
	701～1,000 世帯まで	132 m ² (40坪)		19,008		9,504
	1001世帯以上	165 m ² (50坪)		23,760		11,880
増改築		40 m ² (12坪)		5,760		2,880

改 修	—	—	4,000		2,000
用 地 購 入	—	—	—		10,000

- 備 考 (1) 交付対象事業の延べ床面積が基準面積未満であるときは延べ床面積を上限として額を算出する。
- (2) 交付対象事業の建築単価が基準単価未満であるときは建築単価を上限として額を算出する。
- (3) 複数の町会等で1箇所、又は一つの町会等で2箇所以上に集会所を新築・買取りする場合の事業区分の世帯数の算出は、その集会所の対象世帯数とする。(対象世帯数とは、対象とする世帯が属する区域が歴史的、地理的に明らかな場合は、その区域内の世帯数とし、これにより難しい場合は、町会等の世帯数を、それぞれの集会所の延べ床面積の比率をもって按分した世帯数とする。)
- (4) 交付対象事業が本市の他事業において補助が見込まれる場合は、補助金の額から見込まれる金額を控除した金額を補助額とする。
- (5) 新築(買取り)の場合、申請年度を除き、過去10年以内にこの要綱と同趣旨の要綱によって補助金を受けて新築(買取り)した施設(以下「補助施設」という。)の全部を除去して新たに新築する場合、又は、申請年度を除き過去10年以内の補助施設とは別に新たに新築(買取り)する場合の補助限度額については、上表の補助限度額から申請年度を除き過去10年以内に交付を受けた補助金額を控除した額とする。
- ただし、風水害等により既存施設全体の機能が失われたため、市長が特に認めた新築工事(買取りを含む)を実施する場合には、上記対応を行わず上表により算出した額とする。
- (6) 増改築・改修の場合、申請年度を除き過去3年以内にこの要綱と同趣旨の要綱により補助金の交付を受けて、増改築又は改修した施設を、更に増改築又は改修する場合の補助限度額については、上表の補助限度額から申請年度を除き過去3年以内に交付を受けた補助金額を控除した額とする。ただし、風水害等により既存施設の機能が失われたため、市長が特に認めた工事を実施する場合には、上記対

応を行わず上表により算出した額とする。

(7) 用地購入の場合、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 集会施設の存する土地を購入すること。

イ 申請年度を除き過去 50 年以内に、用地購入に係る補助金の交付を受けていないこと。

ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する認可を受けていること。

エ 相続等により土地所有者からの買取請求のあったものであること。

オ 新築（買取り）の補助を受けてから、申請年度を除き 10 年を超えていること。

（交付申請）

第 6 条 交付申請は、第 1 号様式による。

2 交付申請書の提出は、補助対象事業の工事着手前とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

3 市規則第 6 条に定める市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

(1) 図面（付近案内図、建物配置図、建物平面図）

(2) 見積書の写し

(3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の規定による確認済証の写し（建築確認を必要としない工事を除く。）

(4) 新築の場合は、建設地を 10 年以上使用できる旨を証する書類

(5) 借地に新築又は増改築する場合は、土地所有者が当該事業を承諾した旨を証する書類

(6) 浄化槽の設置については、放流許可書の写し又はこれに代わるもの

(7) 用地購入の場合は、認可地縁団体告示事項証明書、事業計画書・予算書、総会資料、町会等の規約・会則、町会等の役員名簿、取得用地位置図・取得用地前景写真、所有権移転前の建築用地の全部事項証明書、土地使用図の写し（公図）、隣接土地所有者の同意書、土地所有者の登記承諾書

(8) その他市長が必要と認める書類

（交付決定通知書）

第 7 条 交付決定通知書は、第 2 号様式とする。

（工事請負契約書の写しの提出）

第 8 条 前条の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに当該工事の請負契約

書（請書を含む。建物の買取りの場合は、売買契約書）の写しを市長に提出しなければならない。

（内容変更等）

第9条 交付決定者は、市規則第10条による補助対象事業の内容の変更等により、交付決定通知額に変更を生じた場合は、第3号様式により市長に申請し、市長の承認を得なければならない。

2 前項による承認通知書は、第4号様式とする。

（事業の完了届）

第10条 交付決定者は、事業を完了したときは、第5号様式による事業完了届を建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による検査済証の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、建築確認を必要としない工事の場合はこの限りではない。

2 用地購入の場合は、事業報告書・決算書、土地売買契約書の写し、取得用地全景写真、領収書の写し、所有権移転後の全部事項証明書（所有権移転が行われていない場合は、速やかに所有権移転を行う旨の宣誓書）を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、前条の事業完了届による補助対象事業の完了確認の後に交付する。

（支払領収証の写しの提出）

第12条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、支払を終了したときは、速やかに事業費の支払領収証（これに準ずるものを含む。）の写しを市長に提出しなければならない。

（用地購入に関する補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた町会等が次の各号に該当したときは、八王子市町会等の集会施設整備に対する補助金返還請求書（第6号様式）により、交付した補助金の返還を命ずるものとする。ただし、特別の事情により市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。なお、返還額については、原則交付した補助金額を上限とし、土地購入に要した経費や購入資金の負担割合等を考慮し、市長が決定する。

- (1) 補助金の交付を受けた町会等が解散したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた町会等がその土地を譲渡したとき。
- (3) 補助金の交付を受けて購入した土地を集会施設以外の目的に供したとき。
- (4) その他、市長が必要と判断したとき。

2 町会等は、前項に規定する請求を受けたときは、当該請求書に記載のある期限内に、当該

補助金を市長に返還しなければならない。

- 3 町会等が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(手続の省略)

第14条 この補助金の交付手続については、市規則第13条の規定による手続を省略する。

(補助金制度の見直し)

第15条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。